



主 要 目 次

告 示

- 17 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 18 地域森林計画の変更の公表（治山課）
- 19 地域森林計画の変更の公表（治山課）
- 20 地域森林計画の変更の公表（治山課）
- 21 地域森林計画の変更の公表（治山課）
- 22 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）

選挙管理委員会告示

- 1 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第17号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年1月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	6 者	長畑北谷内951番ほか13筆 1.2ha
胎内市	2 者	大出下夕川原610番3ほか13筆 1.7ha
聖籠町	2 者	蓮野大坪508番1ほか19筆 2.1ha
新潟市	97者	北区大月狐川渡202番ほか2,810筆 237.3ha
三条市	2 者	鶴田町屋658番ほか6筆 0.7ha
燕市	1 者	下粟生津潟3705番1ほか1筆 0.4ha
田上町	1 者	田上普代ヘイ965番1ほか15筆 1.2ha
長岡市	1 者	上岩井柳田6550番ほか1筆 1.3ha
魚沼市	2 者	根小屋大田1939番ほか7筆 0.7ha
十日町市	3 者	仁田3033番ほか81筆 15.2ha
上越市	1 者	稲清水田897番ほか68筆 9.3ha
佐渡市	39者	中興中小路オツ3863番ほか238筆 40.7ha
合 計	157者	3,284筆 311.7ha

2 申請年月日

平成28年12月22日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画（平成27年1月新潟県告示第16号）を変更した。

平成29年 1 月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画（平成25年1月新潟県告示第30号）を変更した。

平成29年 1 月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画（平成28年1月新潟県告示第36号）を変更した。

平成29年 1 月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、佐渡森林計画区の地域森林計画（平成26年1月新潟県告示第25号）を変更した。

平成29年 1 月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営佐々木南部郷地区区画整理（経営体育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1 月10日

新潟県新発田地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年 1 月11日から平成29年 2 月 7 日まで

3 縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、燕市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成29年1月10日

新潟県選挙管理委員会

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積(㎡)	指定年月日
燕市民交流センター	燕市吉田日之出町1番1号	多目的ホール	205.20	平成28年12月2日